

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 ▶ 宿泊税導入、各地で広がっています！

2024年4月の訪日外客数は304万人。コロナ前を超える水準にまで増加しています。そんな中、全国の観光地では宿泊税を導入する動きが広がっています。

宿泊税とは、ホテルや旅館などでの宿泊の際に宿泊料に対して課税される地方税のこと。2002年10月に東京都で実施されたのが最初で、2024年3月時点では9地域が導入しています。今後も北海道ニセコ町、静岡県熱海市などの導入が決まっており、各地で導入の動きが広がっています。宿泊税の内容は、宿泊料金に定額を課す方法、定率を課す方法など、地域によって異なります。

観光客が増え、その地域でお金を使ってくれれば地域は潤います。一方、観光資源やサービスを維持するためにはお金もかかります。

日本で良い思い出を作り、また来たいと思ってもらうためにも、財源を確保し、賢く使っていくことも大切ですね。

【宿泊税一覧】(2024年3月時点)

自治体	宿泊料金(1人1泊)	⇒ 宿泊税
東京都	10,000円～14,999円	⇒ 100円
	15,000円～	⇒ 200円
大阪府	7,000円～14,999円	⇒ 100円
	15,000円～19,999円	⇒ 200円
	20,000円～	⇒ 300円
京都市	～19,999円	⇒ 200円
	20,000円～49,999円	⇒ 500円
	50,000円～	⇒ 1,000円
金沢市	～19,999円	⇒ 200円
	20,000円～	⇒ 500円
俱知安町	宿泊料金に対し2%	
福岡県	一律200円(福岡市・北九州市以外)	
福岡市	～19,999円	⇒200円(うち県税50円)
	20,000円～	⇒500円(うち県税50円)
北九州市	一律200円(うち県税50円)	
長崎市	～9,999円	⇒ 100円
	10,000円～19,999円	⇒ 200円
	20,000円～	⇒ 500円

? マネークイズのコーナー

今、投資の世界ではESG投資が注目されています。では「E」「S」「G」に含まれないものは以下どれでしょうか？

- 1 環境
- 2 寄付
- 3 社会



(答えは裏面にあります！)

今月のお知らせ

七夕に願い事を書く短冊の色にはそれぞれ意味があるのをご存知でしょうか。

青(緑): 徳を積む・人間力を高める、赤: 父母や祖先への感謝の気持ち、黄: 信頼、知人・友人を大切にする、白: 義務や決まりを守る、黒(紫): 学業の向上、という意味があるそうです。

願い事に合わせて色を選べば、より効果的かもしれません。



コラム 確定拠出年金の受け取り方、一時金 OR 年金、どっちにする？

確定拠出年金とは、運用商品を自分で選び、毎月掛金を積み立てていく私的年金制度のこと。運用益が非課税になるため運用方法に目が行きがちですが、実は受け取り方もとても大切です。ここでは、一時金、年金形式で受け取る場合の計算方法を確認していきましょう。

【一時金で受け取る場合】

一時金で受け取る場合は退職所得、分離課税（他の所得と分けて税を計算）となります。退職所得は、「(退職金－退職所得控除額) × 1/2」で計算し、一定の税率をかけて所得税額を算出します。退職所得控除の計算は以下のとおり。

- ・勤続年数 (A) 20 年以下の場合：40 万円 × A (80 万円に満たない場合は 80 万円)
- ・勤続年数 (A) 20 年超の場合：800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

例えば、確定拠出年金額 2,000 万円、勤続年数 30 年の場合、退職所得控除額は 1,500 万円、退職所得は 250 万円。所得税額は 15 万 2,500 円 (※1) となります。

【年金形式で受け取る場合】

年金形式で受け取る場合は雑所得、総合課税（他の所得と合算して税を計算）となります。一定の公的年金等控除額を収入から差し引き雑所得を算出しますが、65 歳以上で受け取る場合は、110 万円 (※2) を超えると所得税がかかります。

一般的に一時金で受け取った方が有利な場合が多いようですが、最適な受け取り方は、個別に計算することをお勧めします。

(※1) 復興特別所得税は考慮せず (※2) 合計所得金額が 1,000 万円以下の場合



A マネークイズの答え

答えは 2

ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の頭文字からきています。

従来の財務情報だけでなく、適切なガバナンス (企業統治) を行いながら、環境や社会にも配慮した事業活動こそが、将来の成長につながるという考え方から、近年注目されています。

編集後記

定額減税とは

2024 年 6 月より 1 年間実施される、4 万円 (所得税 3 万円 + 個人住民税 1 万円) を減税する経済施策のことです。

所得額に関係なく同じ額を所得税から差し引いて、税負担を軽減する方法のことです。分かりやすい例として、「納税者・扶養している配偶者と子」の 3 人家族の場合、一人につき 4 万円減税されれば、減税額は世帯で 12 万円になり、単純に手取りが 12 万円増える計算になります。

発行

合同会社さくらコンフォートライフ 鈴木 博幸

新 NISA・資産運用でご相談されたい方は、お気軽に !!

お問い合わせは LINE ID:suzukihiro827 まで !

